

令和8年2月4日

〒640-8269
和歌山市小松原通3丁目68番地
TEビル3階

吹上法律事務所
[REDACTED] 代理人

弁護士 藤田 隼輝 殿

〒640-8152
和歌山市十番丁72
カサ・デ まるのうち201
和ネット 代表 吉田益夫
TEL:073-499-7231
電気通信事業届出番号 E17-2588

回 答 書

貴殿から令和8年1月23日付文書で送信防止措置依頼のあった次の侵害情報の取扱いについて下記のとおり回答します。

掲載されている場所:<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1620>

投稿番号 38

掲載されている情報:「【犯罪者の街?】県内でも異常なほど不祥事の多い和歌山市【超低民度?】」

侵害されたとする権利:プライバシー権

権利が侵害されたとする理由:-----

記

[回答内容]

該当部分の伏字処理を行っている。

[回答の理由]

1. 逮捕されたのは事実ということで、全体の送信防止措置は妥当ではない。

以 上